国務大臣　前原　誠司
財務大臣城島正光（城島光力）帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
（青森家庭裁判所判事補兼青森地方裁判所判事補・青森簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　大友　由美
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十一月七日）

防衛省

（海上自衛隊幹部学校）一等海佐　中川　哲男
海上自衛隊幹部学校主任教官を命ずる
（海上自衛隊幹部学校主任教官）
同　市川　順一
海上自衛隊幹部学校付を命ずる
（航空教育集団司令部装備部補給課長）一等空佐　田中　圭三
航空支援集団司令部装備部補給課長を命ずる（以上十一月一日）

皇室事項

信任状捧呈式

十一月六日午後三時、宮中において、新任本邦駐在ウルグアイ国特命全権大使エドアルド・ブスゥ・ビグニョリの信任状捧呈式を行われた。

十一月六日午後三時三十分、宮中において、新任本邦駐在インド国特命全権大使ディーパ・ゴパラン・ワドゥワの信任状捧呈式を行われた。

御答信

天皇陛下から九月二十日マルタ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月二十三日御答信があった。

天皇陛下から九月二十日アルメニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月二十九日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

油濁防止管理者養成講習の実施について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に基づく油濁防止管理者を養成する講習として、国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十四年十一月九日

北海道運輸局長　西川　健
東北運輸局長　長谷川伸一
関東運輸局長　内波　謙一
北陸信越運輸局長　和迩　健二

一　講習を実施する日時
平成二十五年一月二十八日（月）午後一時から午後四時五十分まで
平成二十五年一月二十九日（火）午前九時三十分から午後四時まで

二　講習を実施する場所　関東運輸局　横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎

三　講習の対象者　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技士の免許（海技士［航海］、海技士［機関］の資格についての免許に限る。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者とする。

四　受講申請の手続等　受講希望者は、受講申請書を、①関東運輸局ホームページのトピックスに掲載の「平成二十四年度油濁防止管理者養成講習会の実施について」からダウンロード、又は②郵送（郵送の場合は、八十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し下記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成二十五年一月十一日までに下記まで提出すること。（郵送の場合は、一月十一日消印のものまで有効とする。）

五　受講申請書様式の請求先および受講申請書提出先　郵便番号　二三一－八六三三　横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎
関東運輸局　海上安全環境部　船舶安全環境課　電話　〇四五（二一一）七二二五

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に基づく油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十四年十一月九日

中部運輸局長　甲斐　正彰
近畿運輸局長　大黒伊勢夫
中国運輸局長　小橋　雅明
四国運輸局長　丸山　研一
九州運輸局長　佐藤　尚之
神戸運輸監理部長　和田　昌雄
沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

油濁防止管理者養成講習の実施について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に基づく油濁防止管理者を養成する講習として、国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十四年十一月九日

北海道運輸局長　大友　由美
東北運輸局長　長谷川伸一
関東運輸局長　内波　謙一
北陸信越運輸局長　和迩　健二

一　講習を実施する日時
平成二十五年一月三十一日（木）午後一時から午後四時五十分まで
平成二十五年二月一日（金）午前九時三十分から午後四時まで

二　講習を実施する場所　近畿運輸局　大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　大阪合同庁舎第四号館内

三　講習の対象者　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技士の免許（海技士（航海）、海技士（機関）の資格についての免許に限る。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者とする。

四　受講申請の手続等　受講希望者は、受講申請書を、近畿運輸局ホームページの新着情報に掲載の「油濁防止管理者養成講習会の開催について」からダウンロード、又は郵送（郵送の場合は、八十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し左記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載の上、平成二十五年一月十五日までに左記に提出すること。（郵送の場合は、平成二十五年一月十五日消印のものまで有効とする。）

なお、受講の受付は先着順とし、受講申請者の数が会場の収容能力を上回る場合には、受講者を制限することもあり得る。

五　受講申請書の請求先および提出先　郵便番号　五四〇－八五五八　大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　大阪合同庁舎第四号館内　近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課（環境係）　電話番号　〇六（六九四九）六四二六

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

沖縄労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月９日

沖縄労働局長　川口　秀人

第４号中「１時間671円」を「１時間677円」に改める。

国家試験

平成25年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、平成24年12月９日に施行する平成25年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験場を、次のとおり公告する。

平成24年11月９日

公認会計士・監査審査会会長　友杉　芳正

（管轄財務局等）	（試験場）
北海道財務局	札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎
東北財務局	仙台市青葉区国見６丁目45番１号　東北文化学園大学
関東財務局	新宿区西早稲田１丁目６番１号　早稲田大学（早稲田キャンパス）
北陸財務局	杉並区永福１丁目９番１号　明治大学（和泉キャンパス）
東海財務局	金沢市新神田４丁目３番10号　金沢新神田合同庁舎
近畿財務局	名古屋市天白区塩釜口１丁目501番地　名城大学（天白キャンパス）
中国財務局	吹田市山手町３丁目３番35号　関西大学（千里山キャンパス）
四国財務局	広島市西区福島町２丁目１番１号　広島工業大学専門学校
九州財務局	高松市玉藻町９番10号　アルファあなぶきホール
福岡財務支局	熊本市中央区大江２丁目５番１号　熊本学園大学
沖縄総合事務局	福岡市早良区西新６丁目２番92号　西南学院大学
	那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館

平成25年司法試験の施行

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成25年司法試験の施行について、次のとおり公告する。

平成24年11月９日

司法試験委員会委員長　山口　厚